

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和二年十二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年六月二十四日奈良県指令高土第三二―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十二月九日高土第九七九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年十二月九日高土第四一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市中今里町八四番一の一部、八四番五、八四番七の一部及び九一番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府東大阪市西石切町五丁目二番三〇号

株式会社イーストホーム 代表取締役 稲垣多喜穂

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市中今里町八四番五及び九一番一四

下水道 大和高田市中今里町八四番五の一部